

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第99号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

| | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|
| 1 | <p>(期末手当)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> |
| 2 | <p>(期末手当)</p> <p>第38条 [略]</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第38条 [略]</p> |

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の132.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の112.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の65」とする。

4～6 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。